

## 早明浦ダム周辺水辺利活用促進協議会 規約（案）

令和2年●月●日制定

## （設置）

第1条 「早明浦ダム周辺水辺利活用促進協議会」（以下「協議会」）を設置する。

## （目的）

第2条 協議会は、早明浦ダム周辺で実施している水辺整備事業が、地域の活性化に欠かせない水辺利活用促進の基盤となるよう、関係機関等の意見を踏まえた計画を推進し、併せて施設を適切に維持管理していくために必要な協議・情報共有を行うことを目的とする。

## （組織の構成）

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

2. 本協議会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。

## （幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

2. 幹事会は、別表2に掲げる委員をもって構成する。

3. 本幹事会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。

4. 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、各種調査・検討等を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5. 幹事会を進めていくにあたり、表に掲げる構成員以外の者についても、協議会の同意を得て、オブザーバーとして意見を求めることができるものとする。

## （検討事項）

第5条 協議会は、次の号に掲げる事項を実施する。

1. 早明浦ダム周辺の水辺整備施設の利活用促進に関すること。

2. 水辺整備施設の維持管理に関すること。

3. その他目的達成に必要な事項。

## （事務局）

第6条 協議会の事務局は、四国地方整備局吉野川ダム統合管理事務所調査課に置く。

## （その他）

第7条 本規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関して必要な事項については、協議会で定めるものとする。

## （附則）

第8条 この規約は、令和2年●月●日から施行する。

## 早明浦ダム周辺水辺利活用促進協議会 名簿

別表 1

## ■協議会

所属・団体名等
本山町長
土佐町長
大川村長
高知県 土木部 河川課長
高知県 中央東土木事務所 本山事務所長
独立行政法人水資源機構 池田総合管理所長
国土交通省 吉野川ダム統合管理事務所長

## 早明浦ダム周辺水辺利活用促進協議会幹事会 名簿

別表 2

## ■幹事会

所属・団体名等
本山町 政策企画課長
土佐町 企画推進課長
大川村 むらづくり推進課長
高知県 土木部 河川課 課長補佐
高知県 中央東土木事務所本山事務所 工務課長
独立行政法人水資源機構 池田総合管理所 副所長（技術）
国土交通省 吉野川ダム統合管理事務所 副所長